

様式 C-19

科学研究費補助金研究成果報告書

平成 21 年 6 月 15 日現在

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2006～2008

課題番号：18520559

研究課題名（和文） 中世後期イングランドのジェントリ家系文書群に関する研究

研究課題名（英文） A Study of Family Records of Gentry in Fifteenth-Century England

研究代表者

新井 由紀夫 (ARAI YUKIO)

お茶の水女子大学・大学院人間文化創成科学研究科・准教授

研究者番号：30193056

研究成果の概要：

本研究は、中世後期イングランド社会の具体的諸相を、ジェントリ（土地保有階層）の視点から明らかにするという全体構想のもと、ジェントリに関係する史資料の全貌を体系的に明らかにした。比較的まとまった史料群でありながら、公文書とは違うため英国史料データ化プロジェクトには載らないような中世後期ジェントリの家系文書史料であるイングランド北部のヨークシャー、リーズ市文書館所蔵のプランプトン家文書を、まるごとデジタル画像ファイル化しその史料類型と内容のあらましを整理分析した。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	1,700,000	0	1,700,000
2007年度	800,000	240,000	1,040,000
2008年度	900,000	270,000	1,170,000
総計	3,400,000	510,000	3,910,000

研究分野：イギリス中世史

科研費の分科・細目：史学・西洋史

キーワード：中世史・史料学・家系文書史料群・ジェントリ・イギリス・プランプトン家・キャサリン=ラングレイ

1. 研究開始当初の背景

(1) 本研究は、直接的には、論文「ジェントリの家系文書群はどのようにして作られ、どのように使われ、なぜいま残っているのか」(國方敬司・直江眞一編『史料が語る中世ヨーロッパ』刀水書房(2004年)所収289-307頁)で試みた、中世後期イングランドのジェントリに固有の史料である家系文書史料群に関するサーヴェイを、より具体的な史料事例研究に基づき発展させたものである。

(2) その背景を述べるならば、本研究代表者は、平成7～9年度 基盤研究A1「西洋中世史資料の総合研究」(課題番号 07301076 研究代表者 関西大学教授 朝治啓三)における研究分担者として、「郷紳家政文書」をテーマとして共同研究に参加した。オリジナル史料を使用して研究を行う上で必要な知識や技術について検討することを目的とした共同研究の結果、中世後期イングランド研究の層の薄さや、対象とする史料群の、中世

盛期とは異なる多様さに目が向けられることとなった。ジェントリが残した私的な史料群をどのように扱ったらよいかという問題のケーススタディーとして、書簡史料を扱った論文「15世紀のプランプトン家と結婚」(樺山紘一編『西洋中世史像の革新』刀水書房(1995年)所収351-371頁)は、この共同研究の成果のひとつである。この共同研究を発展させた、平成11~13年度 基盤研究B1「史料が語る中世ヨーロッパ-実証研究と史料分析の手続き-」(課題番号11410102 研究代表者 山形大学人文学部教授 國方敬司)における研究分担者として、「中世後期地方政治社会の社会的結合関係」をテーマとして共同研究に参加した。その成果は、論文「ジェントリの家系文書群はどのようにして作られ、どのように使われ、なぜいま残っているのか」に結実し、中世後期イングランドの社会的結合関係を探る史料群として、ジェントリ家系文書群が持つ価値と限界を全般的に考察することとなった。ただし、この研究はやや表面的なものにとどまらざるを得なかった。というのも、ひとつの家系文書群に収録された史料すべてを網羅的に研究することは史料上の制約から出来なかったからである。けれども、これらの研究を通じて、本研究代表者は、ジェントリ関連の中世後期に特有の史料群を用いることで、中世後期イングランド社会を支えていたメカニズムをわかりやすく解明するという試みに関心が向けられることとなった。その一端として、贖宥状史料をもとに宗教社会的結合関係を追った試みが、平成15~17年度 基盤研究C「中世後期イングランドにおける宗教社会的ネットワークの研究」(課題番号15520444 3000千円 研究代表者新井由紀夫)である。その成果は、平成15年から3年連続の、リーズ国際中世学会議における口頭報告に結実している。また、このような関心に沿って研究代表者のこれまでの研究を総括したものが、平成16年度研究成果公開促進費(課題番号165104 1500千円)を得て刊行した『ジェントリから見た中世後期イギリス社会』(研究業績欄参照)である。

(3) 以上のような経緯が示すように、中世後期イングランド固有の特徴を、当該時期から頻出する史料である書簡や遺言書・贖宥状などの個別史料を分析することで浮き彫りにしようとする研究を、本研究代表者はこれまで行ってきた。これらの成果を通じて本研究代表者は、あらためて史料研究の重要性に立ち戻り研究をいっそう進展させる必要を感じるようになった。そこで、ジェントリが関わりそして残した史料の特徴をより具体的かつ総体的に研究するために、平成17年よりリーズ文書館所蔵のプランプトン家文

書を対象に行っていた予備的調査を、科研費助成金を得ることで本格的に実施することにした。

2. 研究の目的

(1) 本研究は、中世後期イングランド社会の具体的諸相を、ジェントリの視点から明らかにするという全体構想のもと、それを探るために、ジェントリに関係する史料の全貌を体系的に明らかにすることを目的とした。

(2) 中世イングランド研究は、我が国でも豊富な研究蓄積を持ち、海外でも認められているような十分な実績をあげてきた分野である。しかしながらその中心は11~13世紀国制史研究であり、中世後期すなわち14・15世紀研究に関しては、やや後れをとっているのが現状である。我が国の研究者層は11~13世紀に厚く、14・15世紀が手薄であり、この点は欧米の研究者層と比較して大きく後れをとっている。その理由として、史料上の制約という問題があげられる。研究遂行に必要な史料が十分に刊行され、しかも欧米の文書館でのアクセスが比較的容易な11~13世紀に比べ、14・15世紀に関しては、当該期間を通じて短期的に突発した動乱による混乱により、中央政府公文書すら整理が遅れ、しかもこの当該時期に出現し増加の一途をたどった私文書は未整理のまま各地の文書館に散在しており、その全体の把握すら困難である。長期滞在が可能で地の利を生かした現地の研究者であれば、このような状況を苦にせず、14・15世紀の研究にくさびを打ち込むことが可能であるが、短期の滞在しか許されずしかも短期に成果を上げることが要求される我が国の研究者にとっては、長らく二の足を踏む分野であった。しかしながら、近年、インターネットによる通信網や史料デジタル保存技術の進展を利用して、このような障害を乗り越える可能性が見え始めている。例えば、英国ナショナル・アーカイヴズは、その保有する史料をかなり詳細にインターネットで日本にしながらにして詳細に検索出来るサービスを始めたし、高解像度のデジタルスチルカメラを自ら持ち込み、史料の閲覧・撮影によるデジタルデータ化を研究者が個人で行うことを許可するようになった。まとまった史料のデータ化を依頼すると数千万単位の経費がかかったこれまでの状況とは雲泥の差である。

本研究は、比較的まとまった史料群でありながら、公文書とは違うため英国史料データ化プロジェクトには載らないような中世後期の史資料を一つ選び、それをまるごとデジタル画像ファイル化し日本に持ち帰ることで、科研費の交付を希望している3年という

期間内でその史料類型と内容のあらましを日本にいながらにして整理分析しようというものであった。デジタル画像ファイル化の対象は、具体的には、イングランド北部のヨークシャー、リーズ市文書館所蔵の、プランプトン家文書である。中世後期のジェントリ書簡を収録していることで有名であり、その一部が書簡集として刊行されているものの、約1000件に及ぶ史料の大部分は未刊行・未整理のままであり、しかも史料の保存状態が悪く、補修を施した上でなければ史料のマイクロ化が不可能であると言われている。補修には数百万円の経費が想定されるため、現在マイクロ化のめどは立っていない。しかしながら高解像度のデジタルスチルカメラを利用すれば、文書を傷めることなく史料データ化が可能であり、それを日本に持ち帰りコンピュータ画像処理することで初めて正確な史料読解が可能となろう。このデジタル化した家系文書を、3年の期間で解読し目録データ化し、あわせてジェントリの家系文書史料群の史料学的分析を行うことを本研究の目標とした。

(3) 我が国の中世後期イングランド研究は、行財政史研究・法制度史研究・都市史研究の分野ではこれまで一定の成果をあげ、国際的にもそれは認知されてきた。しかしながら近年、不完全な中央の公文書史料だけからではうかがい知れない、現実の社会の諸相やそのしくみに欧米でも関心が集まりつつある。地域社会に残された史料と中央の公文書をつきあわせ、地域の視点から、中世後期社会を理解しようという研究が欧米では盛んに行われつつあるように見受けられる。その際、地域社会の政治社会的エリート層であり、地域社会の運営を現実に担ったジェントリ層の動向が研究の焦点となっている。この気運を受けて、ジェントリの家系文書史料群を体系的に把握することが今や重要な課題となっている。本研究は、パストン家・スタナー家とならんで、ジェントリの家系文書史料群が体系的に保存されている希少な史料群として、プランプトン家文書を、まるごとデジタル画像ファイルデータ化し、それによってジェントリの家系文書史料群の史料学的特徴を具体的に分析したことを特色とする。このような研究は、欧米でもまだ見られず、先駆的なものである。

(4) 杉崎泰一郎「2004年の歴史学界—回顧と展望— ヨーロッパ(中世西欧・南欧)」『史学雑誌』114-5(2005)が述べているように、西欧中世史の最近の動向では、史料論を意識した研究が増えつつある。史料を用いて高度な研究を行う場合、まずその史料に関する知識や理解が必要不可欠であるという認識が我が国の西欧中世史研究者の間で共有されつつあると言える。本研究は、このよう

な研究動向を意識し、中世後期イングランドの地域社会を探る史料としてのジェントリ家系文書群の有効性とその限界とをケーススタディーを通して具体的に探ることにより、史料論への積極的寄与をねらっている。

従来、ジェントリの家系文書史料は、カーチュラリという形での編集・研究がなされてきた。例えば、ピーター・コスによるラングレイ・カーチュラリの史料編纂と研究(Peter Coss, *The Langley Family and its Cartulary*, Oxford, 1974; do., ed., *The Langley Cartulary*, Stratford-upon-Avon, 1980; do., *The Origins of the English Gentry*, Cambridge, 2003)や、ポラードによるリチャード・クレルヴォーのカーチュラリ研究(A. J. Pollard, "Richard Clervaux of Croft", *York-shire Archaeological Journal*, 50(1978), 151-169)などがあげられる。しかしこれらの研究は、ジェントリの家系文書史料群が持つ、カーチュラリとは異なる性格について十分に検討がなされているとは言い難い。プランプトン家文書を対象に、その千数百に及ぶ様々な内容・性格を持つ史料を分類し、総体的に把握することを目指す本研究により、ジェントリの家系文書史料群とカーチュラリとの類似性と同時に相違についても具体的に明らかにすることを目的の一つとした。大陸のカルチュレールとはどこが違うのか、その違いは何を意味するのかに関して比較史的に議論するための有効な場を提供することも目指した。

3. 研究の方法

(1) リーズ文書館史料調査およびデジタル画像ファイル化作業。リーズ文書館所蔵、プランプトン家文書(千数百点)を、1点ずつデジタル画像ファイル化。

(2) 18・9世紀に好古家や歴史家の手で、筆写された当該史料の転写本収集。転写本と、原史料とを比較することで、転写された18・19世紀の時点では読み取れたが、その後散逸・摩耗してしまったような部分などもある程度明らかにすることが出来るようにするため。

(3) 英国が保有する、ジェントリ家系文書史料群に関する最近の研究文献収集と、必要に応じて、史料所在データベースを作成し、プランプトン家文書との比較考察に役立てる。

(4) デジタル画像ファイル化した、プランプトン家文書の、コンピュータによる画像処理作業。作業に用いるコンピュータは、現有的ものを活用する。

(5) インターネット・メールを利用し、イギリス・アメリカ・オーストラリアなどの中

世後期史研究者との研究意見交換。史料における解読不能な部分に関し、画像ファイルを添付ファイルで送ることにより、意見と専門的知識の提供を求める。

(6) 画像処理を経た、プランプトン家文書のデジタル画像ファイル解析作業(平成20年度まで継続作業)。史料1件毎の目録データ作成により、画像データの検索利用を容易にする。また史料の内容分析と、史料類型分類を行い、可能なら、それらの成果のデータベース化を行う。

(7) 分析作業がある程度すすんだところで、中間報告のまとめ作業を行い、学会口頭報告に備える。

4. 研究成果

(1) リーズ文書館史料調査およびデジタル画像ファイル化作業を行った。史料の利用に関し、WYASLのアーキヴィスト、ジョン＝コナー(W. J. Connor)氏に感謝する。リーズ文書館所蔵、プランプトン家文書(千数百点)を、1点ずつデジタル画像ファイル化した結果、合計2207ファイルとなったが、調査の結果、思いの外、史料の劣化が進んでおり、注意深い作業が必要ながことが判明した。しかしながらこのような史料画像データ化は、イギリスでもまだすすんでおらず、貴重な貢献となることが期待される。ただ著作権との関係で、画像データそのものを広く公開することができないことは残念である。

(2) プランプトン家文書(Plumpton MSS)という15世紀イングランド北部のジェントリののこした家系文書群は、17世紀に家系の当主の命令で転写本が作られ、それが17世紀半ばに好古家の手にわたり、そのまま19世紀までタウンリー家が持っていたために18世紀のプランプトン家の断絶をこえて生き延びることができた。この史料群は主に、15世紀の英語で書かれた手紙を写したレター＝ブックと、家系にとって重要な証書類を写した、いわゆる「カーチュラリ」から構成されている。レター＝ブックは約240通の手紙が、プランプトン家の当主別に、編年ではなく手紙の差出人の身分や社会的地位の順にほぼ編まれていて、同じ社会的地位にある人物の間では、手紙の書式別に(つまり手紙の差出人と受取人との社会的関係の近さに応じて)並べられている。いっぽうカーチュラリは約1000にのぼる家系の重要な証書類が、12世紀のものから個々の国王の統治別に大まかにいって編年で記されている。それらを史料の種別によって分類すると以下のようになる。

ア) Private & official letters, deeds, & evidences (official and business letters,

title deeds to estates, leases, pardons and grants, estate accounts, the Plumpton manor Court rolls, from 1440 to 1509.)

イ) Transcripts of, or extracts from, official documents (Knaresborough Forest records, the Close rolls.)

ウ) Extracts from the cartularies of religious houses (Fountains, Bridlington, Healaugh, Bolton etc.)

これらの分類のなかで最も多いものが証書のたぐいであり、それに次いで手紙が多い。証書は、家系の来歴と権利を示すものであり、家系の関わったビジネスや土地の保有関係を示すものであった。公的役職時の記録や荘園裁判記録などとあわせることで、土地を巡る裁判沙汰や官職不履行の訴えに備え、いざというときに用いるための記録として保管されたものであると考えられる。近隣の修道院の史料が転写されている理由は、プランプトン家がそれらに寄進したり、あるいはそれらと所領経営などの関係があったこと、そのため過去の権利証書の写しが修道院のカーチュラリに転写されていたためであると思われる。手紙はそれらを補い、また日常生活の覚えとして保管されたと思われる。つまり基本的には家系の活動記録の総体が家系文書群であるといえるが、その中でも家系とその構成員の権利にまつものが中心を占めていることがわかる。カーチュラリには、Mで終わっているもののクリスチャン＝ネームの索引が最後に付されている。家系内の成員別に権利を整理するという意図が、索引の付け方からうかがえる。これらのカーチュラリは対外的な危機に際して作られたとしばしば言われるけれども、いずれも家系の内部での使用が第1の目的だったこと、そして家産の帰属を明白にするという意図を暗示しているようで興味深い。

(3) 挿入された紙部分のすかし模様や存在、裏表紙として用いられている羊皮紙が既存の文書を再利用したものであること、書体の違いや、所有者によるメモや印、斜線で削除を示す印の部分や、あるいは切り取られた部分の存在など、この家系文書史料群が作成された際の意図や目的を伺わせるようないくつかの興味深い事実が判明した。特に、このいわば家系のカーチュラリを編纂する時点ではまだ現存していたばらばらの証書類が、どのような束として分類され整理されていたのかを示すような書き込みメモの存在は大変興味深い。

(4) それらの意味を検討するために、エセックス、リクリングホールのナイト家系であるラングレイ家 Langley が、15世紀後半に作成した、家政会計簿 household account を調査し比較検討した。ラングレイ家は、家系のカーチュラリを編纂することはなかったが、

ばらばらの証書類などが多く残存しており、プランプトン家の文書と比較することで、どのような束として分類され整理されていたのかの過程が比較検討出来、プランプトン家文書にある書き込みメモの意味があらためて明らかになった。また、家系文書として残されていた、ジェントリの贖宥状（ペラム家やラングレイ家のキャサリンのものなど）を、家系文書内になぜ残されていたのか、残すことにどのような意味が当時あったのか、などを検討することで、プランプトン家の贖宥状写しが残された意味を比較検討した。

(5) プランプトン家文書のなかで特に興味深い一例を挙げるならば、領主裁判記録の写しがわざわざ残されていることである。プランプトン家はその記録を近隣の修道院の古い記録からわざわざ写し取っており、おそらく係争中の所領に関して、自家の保有権の正統性を主張するためか、あるいは荘園としての権利を復古的に新たに主張することを目指して、領主裁判記録を写し取ったものと理解される。また、比較分析したラングレイ家の1473年の家政会計記録から明らかになることは、食料品支展会計だけではない。対外戦争あるいは巡礼など、長期に他出する際に、帰ってくるまで持ち物を領主に預けるためにつくった覚書（契約書）が挿入されていて領主領民関係の側面がわかったり、時の財務長官エセックス伯が、ランカスター派のオックスフォード伯を夏に撃退したあと、ラングレイ家の様子を見るために9月21~22日に滞在していることなどが明らかとなり、政治史としての新事実が判明したりする。史料の類型化や分類は重要だが、それとともに史料ひとつひとつに即して、どのような読みが可能か、どのようなことを語ってくれるのかをきちんと見極めることが大切であることがあらためて明らかとなった。ジェントリが関係し保有した史資料は非常に多岐に亘り、その研究上の利用も多様なあり方が可能であり、今後もケーススタディーの積み上げが重要であることがあらためて認識させられた。

(6) 北部イングランドのジェントリ家系（プランプトン家）に残された史料の多くは、書簡や権利証書などであり、結論から言えば、カーチュラリに構成に近いものであった。今後は、北部とは異なる南部のジェントリ家系との比較考察の必要、またより社会経済的な家政史料の分析視角の必要性から、新たなケーススタディーを積み重ねることが必要である。そこで、ジェントリ家系の経済社会的な活動を見ることができるよう、家政会計記録など家政文書史料を残しているエセックスのラングレイ家をえらび、各地の文書館に散在するその家政史料群（とりわけその当主としてのキャサリン・ラングレイ関係史料）を収集して、家系アーカイヴのヴァーチ

ャルな再構築を試みるのが次の課題となる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[学会発表] (計2件)

① 新井由紀夫、「15世紀イングランドにおけるジェントリのハウスホールド・アカウント史料について — ラングレイ家の家政会計記録(1473年)を例に」、西欧中世史研究会春期研究会、2008年5月10日、島根県民会館302会議室

② 新井由紀夫、「中世後期イングランドにおける贖宥状と社会」、イギリス史研究会第10回例会、2008年3月8日、明治大学駿河台研究棟第1会議室

[図書] (計1件)

① 新井由紀夫 (項目執筆)「シモン・ド・モンフォールの議会(13世紀半ば)」、同「バラ戦争(15世紀半ば)」、歴史学研究会編『世界史史料 第5巻 ヨーロッパ世界の成立と膨張 17世紀まで』、岩波書店、2007年、76-77,77-79頁。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

新井 由紀夫 (ARAI YUKIO)
お茶の水女子大学・大学院人間文化創成科学研究科・准教授
研究者番号：30193056

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし